

○「防災キャラバン内子」のお知らせ

巨大地震や風水害などに対する防災意識を高めるため、講演会を開きます。防災に関心のあ

●日時 6月29日(日)

午前10～正午

●場所 内子町文化交流センター スバル

●講演内容／講師

▽「愛媛県の地震被害想定と内子町の減災」／愛媛大学防災情報研究センター 二神透准教授

▽「大雨や台風による災害から身を守るために」／松山地方気象台 藤原清次長

●事例発表 上川自主防災会

●参加費 無料

※申し込みは不要です。

●その他

駐車場が限られています。乗り合わせにご協力ください。

【問い合わせ】

総務課 危機管理班

☎0893(44)6150

○6月1～7日は「第56回水道週間」



26年度ポスター

水道週間は、皆さんに水道事業について理解を深めてもらうことを目的としています。私たちの暮らしに欠かすことのできない水を大切にしましょう。26年度のスローガンは「おいしいな／だいじなお水／ごとくごくり」です。

《漏水をチェックしましょう》

家中の水道蛇口を閉めた状態でパイロットが回っているときは漏水の可能性があります。すぐに止水栓を閉め、指定給水工事業業者に修理を依頼してください。なお漏水時の下水道使用料には減免措置があります。



パイロット

【問い合わせ】

建設デザイン課 下水道係

☎0893(44)6158

○26年度介護保険料をお知らせします

介護保険のサービスにかかる費用の21歳は、65歳以上の皆さんの介護保険料によって賄われます。介護が必要になったときに安心してサービスが受けられるよう、保険料は必ず納めましょう。

●26年度の介護保険料(年額)

所得段階	対象	保険料年額
1	高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人、生活保護を受給している人など	[年額] 31,400円
2	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	31,400円
3	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	47,100円
4	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人	62,800円
5	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	78,500円
6	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上の人	94,200円

●納める方法

①特別徴収……年金額が年額18万円以上の人は、偶数月に支払われる年金から2カ月分の保険料が天引きされます。

○仮徴収(4、6、8月)：前年度2月分と同額の保険料が天引きされます。(変更する場合があります)

○本徴収(10、12、2月)：確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額が天引きされます。

②普通徴収……年金額が年額18万円未満の人や、下記に該当する場合は、町から送付される納付書で、指定の金融機関や町の窓口で納めます。

○年度の途中で65歳になったとき

○所得段階の区分が変更になったとき

○他の市町村から転入したとき

○年金の現況届の提出が遅れたとき など

※口座振替による納付もできます。詳しくは金融機関へお問い合わせください。

【問い合わせ】

保健福祉課 介護保険係 ☎0893(44)6154

### ○下水道や合併処理浄化槽に接続するための 工事費用などを補助します

下水道や合併処理浄化槽の普及率向上と、町内業者の利用による経済活性化を目的に、「内子町住環境整備促進事業補助金」を交付します。

#### ●対象

下水道や合併処理浄化槽に接続するための、トイレ改修を主とした水回り(台所、洗面、風呂場など)の屋内改修工事で費用が30万円以上(消費税含む)のもの

※新築は対象外。また他制度に基づく補助対象部分は除く。

#### ●補助の要件

建物の所有者または占有者が、町内に事業所を置く建築業者(下水道接続の場合は町の指定事業者)に施工を依頼すること

#### ●補助金の額

対象工事費の10分の3以内 ※上限20万円。10000円未満切り捨て

#### ●実施期間

平成28年度まで

#### 【申込・問い合わせ】

建設デザイン課

上下水道対策班 下水道係

☎0893(44)6158

### ○合併処理浄化槽の設置費用を補助します

新築の際に合併処理浄化槽を設置したり、くみ取り式トイレや単独浄化槽から転換したりする場合に、その費用の一部を補助します。

#### ●補助金の例(限度額)

▽新築設置(5人槽)の場合

33万2000円

▽転換設置(5人槽)の場合

40万円

※人槽区分により異なります。

#### ●申込方法

あらかじめ、「合併処理浄化槽設置要望書」を提出してください。(要望書は下水道係にあります)

#### 【申込・問い合わせ】

建設デザイン課

上下水道対策班 下水道係

☎0893(44)6158

### ○教科書展示会のご案内

保護者や町民の皆さんに広く教科書を公開し、関心を持ってもらうことを目的に、27年度に小・中学校で使用する教科書の展示会を開きます。ぜひご覧ください。

#### ●展示期間

6月13日(金)～26日(木)

#### ●展示時間

午前8時30分～午後5時15分

#### ●場所

五十崎自治センター

#### 【問い合わせ】

内子町教育委員会

学校教育課(内子分庁内)

☎0893(44)2124

### ○墓地の設置は事前ににご相談ください

個人墓地(自分の所有地に設置する親族のための小規模な墓地)の新設は、山間部など里から離れた場所、必要が認められたときに限られます。法令に基づく許可や周辺住民の同意なども必要です。

個人墓地を拡張・廃止するときも「墓地・埋葬等に関する法律」に基づく許可などが必要です。必ず事前ににご相談ください。

#### 【問い合わせ】

住民課 戸籍係

☎0893(44)6152

### ○「日常生活圏域ニーズ調査」のアンケートにご協力をお願いします

65歳以上の2000人(無作為抽出)に「日常生活圏域ニーズ調査」のアンケートを送付しています。

この調査は、今後の介護保険運営において、重要な情報と

なります。アンケートが届いた人は、ご記入の上、提出してください。ご協力をお願いします。

#### 【問い合わせ】

保健福祉課 介護保健係

☎0893(44)6154

### 人権コラム\*幸せへの道

#### 許されない外国人排除

先ごろ、都内などで行われたデモで、特定の国籍の外国人に対するヘイトスピーチ(憎悪に基づく差別的な言動)が繰り返されたことや、サッカーの試合でサポーターが「ジャパニーズオンリー(外国人は入場不可)」と書いた横断幕を掲げたことが、大きな問題となりました。

四国遍路では、世界遺産登録を目指してさまざまな取り組みが行われている中、巡礼者が利用する休憩所などに、外国人排除を訴える紙が貼られるなどの問題が発生しています。

内子町でも、2カ所の休憩所に置かれているノートから「大切な遍路道です/朝鮮人の手から/守りましょう」などの記載が見つかりました。こうした行為は、人々に不快感や嫌悪感を与えるだけではなく、外国人の人権を侵害する恐れがあります。また「人権尊重のまちづくり条例」のもと、全ての人権が尊重され、差別のな

い明るく心豊かなまちづくりを実践している私たち内子町民にとって非常に残念なことです。

日ごろから、同和問題をはじめ、あらゆる差別や偏見についての正しい認識が深まるよう、地域や職場・家庭で、研修や話し合いの機会を持つことが必要です。

人権を侵害する書き込みや貼り紙、落書きを発見したら、すぐに役場までご連絡ください。

#### 【連絡・問い合わせ】

住民課 人権対策係

☎0893(44)2111

※夜間・休日の場合もご連絡ください。

自治・学習課 生涯学習係(内子分庁内)

☎0893(44)2114

※平日の午前8時30分～午後5時15分まで。

### コラム\*ねんきん瓦版

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人へ

### 免除申請の対象期間が2年1カ月分に拡大されました

#### ●免除申請について

所得が少ないときや失業などにより国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合は、保険料の免除申請を行うことができます。免除の種類には、全額免除、一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例などがあります。

#### ●免除の期間

これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請した月から直前の7月(学生納付特例は4月)までの1年以内でした。

26年4月からは、申請した月から過去2年1カ月分の免除申請ができるようになりました。

#### ●特例免除の対象期間も拡大

災害・失業などを理由とした免除(特例免除という)の対象期間も拡大されました。26年度4月からは、災害・失業などがあった前月から、

その年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができます。(26年3月以前にあった災害・失業も、過去にさかのぼって申請できます。過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです) ※詳しくは、お問い合わせください。

#### ●免除申請の注意点

- 申請が遅れると障害年金や失業などの特例免除が受けられないときがありますので、速やかに申請してください。
- 審査により免除が承認されない場合もあります。

#### 【申請・問い合わせ】

○松山西年金事務所

☎089(925)5105

○内子町役場 住民課 国民年金係

☎0893(44)6152

## ○ 文楽をもっと楽しもう 「なるほど・ザ・文楽」のご案内

8月の内子座文楽公演を前に、初心者向けの入門講座を開きます。

太夫、三味線、人形それぞれに、実演や体験を交えながら文楽の魅力を分かりやすく解説します。ぜひ、ご参加ください。

●日時 7月1日(火)午後2時～

●場所 内子座

●入場料 無料

※事前の申し込みは不要です。

【問い合わせ】

内子座文楽公演実行委員会事務局  
(内子町教育委員会自治・学  
習課内)

☎0893(44)2114

## ○ 広告入り封筒を募集します

内子町は、行政業務に係る経費節減と地域経済の活性化を目的に、広告入り封筒の無償提供を募集します。

●封筒のサイズ

(1)長形3号

(2)角形2号

●口数 1口＝1万枚

●広告期間 おおむね1年間

●応募方法

「内子町広告入封筒要綱」を確認の上、封筒に掲載する広告のひな形を提出してください。

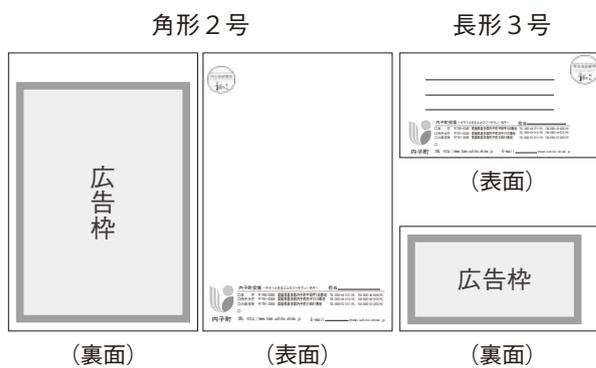
※要綱は総務課文書・情報係にあります。また内子町ホームページでもご覧になります。

●応募期限 7月31日(木)

【提出・問い合わせ】

総務課 文書・情報係

☎0893(44)6150



## 医療費助成の手続きはお早めに

町では、次の事項に該当する人に医療費の助成を行っています。医療機関で診療を受けた場合、本人負担分(保険診療以外の一部負担金は除く)を町が助成します。

### 《母子家庭医療費助成》

●対象 母子家庭の母と児童、準母子家庭の祖母と孫・姉と弟妹、父母のいない児童  
※所得税が課税の人など、該当しない場合があります。

### ●助成期間

- ・母…申請日から子どもが20歳に到達した日まで(婚姻した場合は婚姻日まで)
- ・児童…20歳に達する日まで

※20歳以上でも、就学中の人や重度の心身障がい者は対象となる場合があります。

●申請期限 受給の手続き受給者は毎年6月末までに更新手続きが必要です。保険証、印鑑、必要書類などを持って、申請してください。

母子家庭医療費助成の更新は6月末まで

### 《重度心身障害者医療費助成》

●対象 ①身体障害者手帳1または2級②療育手帳判定A③療育手帳判定B(中度)と身体障害者手帳3～6級の両方を持つ — ①～③のいずれかに該当する人

●受給の手続き 2年ごとの更新のため26年度は手続きが必要です。保険証、印鑑、身体障害者手帳や療育手帳を持って、申請してください。

### 《子ども医療費助成》

●対象 町内に住所があり、健康保険に加入している児童

●助成期間 出生の日から12歳に達した日以後の最初の3月31日まで

●受給の手続き 保険証と印鑑を持って、申請してください。

### 【申請・問い合わせ】

保健福祉課

☎0893(44)6154